

## 学校給食センター整備事業について

### 1 事業概要

#### (1) 整備目的

全ての中学生に栄養バランスのとれた安全・安心な給食を提供し、生涯に渡る健康づくりの基礎となる食習慣や、食を大切にする心、郷土愛を育むための食育を推進していくことを目的としています。

#### (2) 整備概要

ア 建設地 市有地など 5 か所

イ 調理能力 全体で概ね 15,000 食

ウ 対象校 中学校 30 校(加住小中学校及びデリバリーランチ提供校)

#### (3) 特長

温かい給食の提供／地域の食材活用／食物アレルギーへの対応  
食育の推進／食育スペースの活用 / 災害時の食支援

### 2 既存及び整備中の学校給食センター

#### (1) 学校給食センター元八王子(叶谷町 1594 番地 1)

・ 調理能力 最大 2,500 食

・ 提供校 6 校(長房中学校、元八王子中学校、四谷中学校、城山中学校、恩方中学校、加住小中学校)

・ 令和 2 年(2020 年)6 月から稼働中

#### (2) 学校給食センター南大沢(南大沢三丁目 20 番地)

・ 調理能力 最大 2,500 食

・ 提供校 5 校(由木中学校、松が谷中学校、宮上中学校、別所中学校、松木中学校)

・ 令和 2 年(2020 年)6 月から稼働中

#### (3) 学校給食センター元横山(元横山町一丁目 29 番 18 号)

・ 調理能力 最大 2,800 食

・ 提供校 5 校(第一中学校、第五中学校、ひよどり山中学校、打越中学校、石川中学校)

・ 令和 3 年(2021 年)9 月から稼働中

#### (4) 学校給食センター檜原(檜原町 1316 番地 1 外) ※ 整備中

・ 調理能力 最大 5,000 食

・ 提供校 未定

・ 完成予定 令和 5 年(2023 年)6 月

## 学校給食センター寺田について

### 1 施設概要

(1) 所在地 寺田町 1455 番地 3 外 (旧稲荷山小学校敷地)

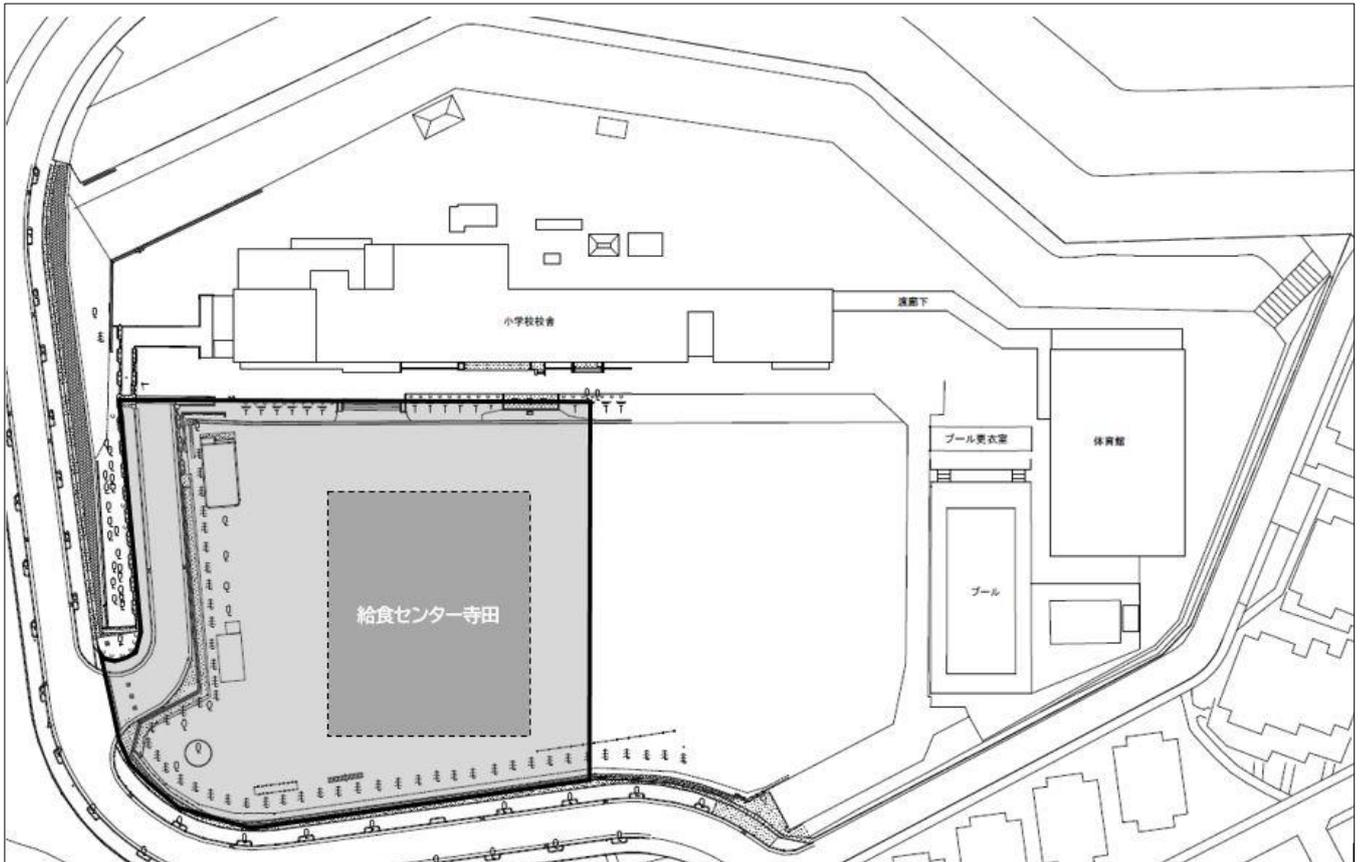
(2) 敷地面積 約 4,600 m<sup>2</sup>

(3) 用途地域 準工業地域(第一種中高層住居専用地域から都市計画変更)

(4) 建蔽率／容積率 60％／200％

- |           |   |
|-----------|---|
| (5) 建物面積  | 建築面積 約 1,200 m <sup>2</sup> / 延床面積 約 1,400 m <sup>2</sup> |
| (6) 構造・高さ | 鉄骨造 地上 1 階(一部 2 階)・約 9.5m<br>(参考:旧稲荷山小学校校舎3階天井で約 10.2m)   |
| (7) 調理能力  | 最大 1,500 食  |
| (8) 提供校   | 未定  |

## 2 施設配置(案)



## 3 配置計画

- (1) 安全性
  - ・ 出入口付近に回転ランプなどを設置予定
- (2) 環境配慮
  - ・ 機械室の屋内化及び住宅側に屋上防音フェンス設置
  - ・ 空調のファンを校舎寄りに配置
  - ・ 排水処理施設を敷地西側に配置
- (3) 景観
  - ・ 敷地中央への配置及び建物の高さ 10m 以下により周囲への圧迫感を軽減
  - ・ 周辺環境になじむ配色
- (4) 既存建築物
  - ・ プールを解体後、整地してグラウンドの面積を可能な限り確保
  - ・ 校舎及び体育館は残置

#### 4 学校給食センターの運営

(1) 調理員数(最大 1,500 食の場合) 約 20 名(委託)

(2) 稼働日数及び時間

約 190 日 月曜日～金曜日 午前 7 時～午後 5 時を想定

※ 年末年始、祝日、春休み、夏休み、冬休みは除きます。

※ 夏休みなど長期の休業中に、施設の点検や大掃除を行います。

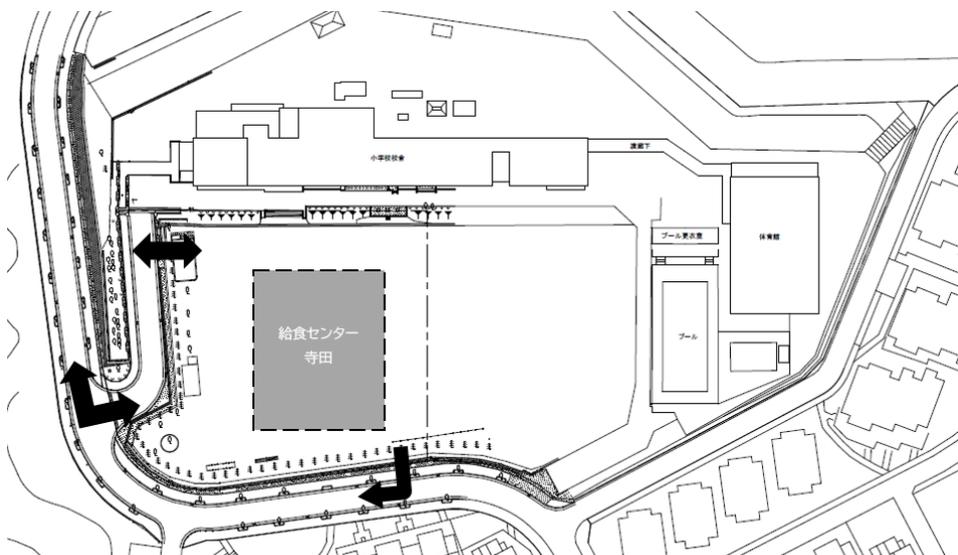
(3) 車両の通行スケジュール(想定)

時間	車両の通行台数
朝7時台	食材納入業者 3 台 (野菜、地場野菜、肉等荷受け)
8時台	食材納入業者 4 台 (豆腐、魚、果物等荷受け)
9時台	食材納入業者 4 台 (練り製品、牛乳、調味料等荷受け) 配送車2tロング 3 台 (1 往復目、給食食器配送)
10時台	食材納入業者 1 台 (豆腐等容器回収)
11時台	配送車2tロング 3 台 (2 往復目、給食配送)
13時台	食材納入業者 1 台 (豆腐等容器回収)
14 時台	配送車2tロング 3 台 (3 往復目、食器・残食等回収)
15 時台	食材納入業者 2 台 (米・乾物等荷受け)

※給食配送車両:2t ロングトラック、食材納入車両:軽～2tトラックを想定

※上記のほか、野菜ゴミや給食の残りの回収車が週 2 回通行する想定です。

(4) 車両通行ルート



※学校給食センターに出入りする車両は、敷地西側と南側の道路を通行します。

(5) 食育の推進

ア 調理作業の見学

調理の様子を見ることができる環境を整え、食への関心を育てます。

イ 食育スペースの活用

会議室を設置し、地域が食でつながる場所とします。

【活用事例(想定)】

- ・ 食育講座等

## (6) 災害時対応

### ア 避難所への食支援

災害発生から4日目以降のライフライン(電気、水道、ガス)復旧後に、近隣避難所への応急給食(主食(ごはん)、温かい汁物)を行います。

### イ 備蓄(生米、乾物、紙容器、割りばし)

### ウ 災害時対応設備を配置予定

- ・ 移動式回転釜
- ・ LP ガス発電機

## 5 今後の予定

令和 4 年(2022 年)10 月 基本及び実施設計完了

令和 5 年(2023 年) 建築工事

令和 6 年(2024 年) 整備完了

## 建築基準法第 86 条の一団地認定区域について

旧稲荷山小学校の敷地は、寺田町 432 番地を一体とする建築基準法第 86 条による一団地認定を受けた区域の一部にあります。

一団地認定区域とは、一団の敷地内の複数の建築物を1群とみなし、接道義務、容積率制限、建蔽率制限、日影規制等の規定を緩和している区域のことです。

このため、区域内に学校給食センターを建築する場合には、上記の規定を踏まえて、同法第 86 条の 2 第 1 項の認定申請が必要となります。

昨年度実施しました区域内の敷地調査により、皆様が所有する土地・建物等の資産に影響することなく、学校給食センター寺田を整備できる見通しが立ちましたので、今後学校給食センター寺田の設計を進める中で、一団地の認定申請を行います。

### <建築基準法第 86 条の一団地認定区域の手続きイメージ>

認定区域を一つの敷地とみなします。建物を新築するには、法 86 条の 2 の認定を受ける必要があります。

